

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第17号

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）附則第5項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が同条例附則第5項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この条及び次条第1項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となつた日。次項及び次条第1項において同じ。）以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由</p>	<p>(平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員</p>
1	

該当職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 切替日以降に特定任期付職員以外の人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）となった者であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けこととなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者となることとなるものを除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2・3 略

（端数計算）

第6条 平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

（平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料の支給）

第5条 切替日以降に特定任期付職員以外の人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）となった者であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けこととなる給料月額を基礎として平成18年改正給与条例附則第6項各号の規定の例により算定した額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.09を乗じて得た額とし、これらの者以外の者（基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表（一）の適用を受ける者となることとなるものを除く。）にあっては当該算定した額に相当する額に100分の99.34を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（第3条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成18年改正給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2・3 略

(この規則により難い場合の措置)

第7条 略

(この規則により難い場合の措置)

第6条 略

附 則

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の第4条及び第5条第1項の規定の適用については、これらの規定中「、55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「、平成18年改正給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則（平成24年香川県人事委員会規則第17号）の施行の日」と、第4条第1項中「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。